

太陽光発電設備の取扱 一 個人版一

個人が産業用の太陽光発電を開始する場合に、事業所得であればグリーン投資減税を受けることができます。太陽光発電設備を設置することにより、小規模宅地特例の適用を受けることが可能となる場合もありますので、慎重に進めていくことが必要となります。

1. グリーン投資減税の概要

(1) 対象設備

- 太陽光発電設備・・・固定価格買取制度の設備認定を受けた10kW以上の設備
- 風力発電設備・・・固定価格買取制度の設備認定を受けた1kW以上の設備

(2) 対象者

- 対象者・・・青色申告書を提出する個人及び法人で、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業供用した場合

	H27年3月31日まで	H28年3月31日まで
太陽光発電設備	即時償却(100%)or 特別償却(30%)or 税割特空除	特別償却(30%)or 税割特空除 * 即時償却は適用除外
風力発電設備	即時償却(100%)or 特別償却(30%)or 税割特空除	左に同じ * 即時償却も適用有り

グリーン投資減税（個人事業者の場合）は、事業所得の金額または事業所得の金額に係る所得税額の計算における特例です。つまり、事業所得にのみ適用されるものです。そのため、不動産所得を生ずべき資産である賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、その業務の用に供している場合には適用がありません。

(3) 事業所得としての取扱

同じ個人が太陽光発電設備を設置したとしても、発電した電力を自身で使用しその余りを売却する余剰売電では、サラリーマンが自宅に設備を設置した場合は雑所得、事業者が事業所に設置したら事業所得、貸付用不動産の場合は不動産所得となります。

発電した電力全てを売却する全量売電では、基本的には雑所得に該当し、その売電行為が事業として認められる場合には事業所得となります。

資源エネルギー庁は、出力50kW以上は事業所得、50kW未満でも設備に係る除雪や除草などの管理をしている場合には事業所得としています。

いずれにしても、承認を受けようとする年に、①個人事業の開業届出（開業から1ヶ月以内）②青色申告承認申請書（開業から2ヶ月以内）を提出しましょう。

(4) 小規模宅地特例の適用

小規模宅地特例は、相続開始直前にその宅地等が「建物又は構築物」の敷地の用に供されている者が対象となります。太陽光発電設備は通常機械装置に該当するため、更地に太陽光発電設備のみが設置されている場合には、本特例は対象となりません。

しかし、太陽光発電設備の設置のためにする基礎部分が構築物に該当する場合には特例の対象となる可能性があります。